

柔道整復療養費の適正化について

最近の経緯

社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会において、平成28年3月29日から同年9月23日の4回にわたり、中長期的な視点に立った柔道整復療養費の在り方について検討を行い、その議論の内容について「柔道整復療養費に関する議論の整理（平成28年9月23日）」として取りまとめた。

また、その後の専門委員会等において、適正化策の具体化等を議論してきた。

1. 既に措置された適正化策（主なもの）

- ①同一建物の複数患者への往療の見直し（平成28年10月1日施行）
- ②「部位転がし」等の重点的な審査の実施に向けた審査基準の策定（平成29年10月1日施行）
- ③柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所に資料の提出や説明を求める仕組み（同上）
- ④保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組み（同上）
- ⑤施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入（平成30年4月1日施行）

2. 引き続き検討中のもの（主なもの）

○平成28年9月の専門委員会

- ・ 問題のある患者を特定する仕組みや事後的に償還払いとする場合の取扱いなど事務的に検討すべき点があり、引き続き検討。
- ・ 1部位目から負傷原因を記述することについて、さらに検討すべき。

○平成30年4月の専門委員会

- ・ 患者が施術・請求内容を確認する取組について、平成31年中の実施に向けて検討する。

① 明細書の義務化について

【現状】

患者から施術に要する費用に係る明細書の発行を求められた場合にのみ、明細書を交付。

- 社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会（平成30年4月23日）において、
「施術者が、患者が前月分の請求後に来院した場合に、前月の支給申請書の「写し」又は明細書を、患者又は家族に交付する（既に明細書を交付している場合を除く。）などにより、患者が施術・請求内容を確認する取組について平成31年中の実施に向けて検討する。
→ 患者による施術・請求内容の確認については、上記のほか、「施術毎に患者が施術内容を確認の上署名する方法」や、「施術内容が分かる領収証を発行する方法」なども考えられる。」
とされている。

○ 現行の明細書の交付については、以下のとおり

(保険局長通知:柔道整復師の施術に係る療養費について(平成22年5月24日保発0524第2号))

- 患者から一部負担金の支払を受けるときは、正当な理由(※)がない限り、領収証を無償で交付するとともに、患者から求められたときは、正当な理由(※)がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付する。

(※)正当な理由…患者本人から不要の申し出があった場合。(平成22年6月30日保険局医療課事務連絡)

対応方針(案)

施術に要する費用に係る明細書を患者に手交することは、業界の健全な発展のためにも必要であることから、明細書の発行を義務化する。

実施に当たっては、施術所の事務負担軽減に最大限配慮する。

(参考) 現行の明細書

(別紙様式2)

明 細 書

様

保 険 分	<初検料・再検料等>	
	初検料	円
	初検時相談支援料	円
	再検料	円
	<施術情報提供料>	円
	<往療料>	円
	<施術料等>	
	整復・固定・施療料	円
	後療料	円
	温電法料	円
	冷電法料	円
	電療料	円
	金属副子等加算	円
	柔道整復運動後療料	円
	<その他>	円
	計	円
	① 一部負担金	円
	② 保 険 外	円
	合計金額 (①+②)	円

(負傷力所)
力所

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

(参考) 診療所における明細書の取扱い

診療所においては、

- ・ 平成21年度までは、患者から求められたときは、明細書を交付していた
- ・ 平成22年度以降は、患者の求めにかかわらず、原則、明細書を交付することとなった。

平成22年度以降の診療所における取扱い

原則、すべての診療所

(オンライン又は光ディスク等で請求)

請求省令第1条

使用しているレセコンに明細書発行機能があるか否か

あり

なし

明細書発行義務あり

療担規則第5条の2第2項

患者の求めに応じて
明細書を交付

保険局長明細書通知4(1)

- ・ レセコンを使用していない診療所
- ・ レセコンを使用しているが、オンライン又は光ディスク等による請求を行う体制がない診療所であって、平成22年7月1日時点で保険医の年齢が65歳以上

(書面による請求可)

請求省令第5条第1項

請求省令第6条

明細書発行義務なし

療担規則第5条の2第2項、療担告示第1の5

(電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等での請求について)

- 保険医療機関は、療養の給付に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により行うものとされている。(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第1条)
- ただし、
 - ・ 療養の給付費等の請求の特例として、レセプトコンピュータを使用していない保険医療機関は、第一条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。(同規則第5条第1項)
 - ・ 診療所(レセプトコンピュータを使用している診療所であつて、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有するものを除く。)のうち、診療に従事する常勤の保険医の年齢が、平成22年7月1日において、65歳以上であるものであつて、その旨を審査支払機関に届け出たものは、第一条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。(同規則第6条)

(明細書の発行について)

- 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っている保険医療機関(書面による請求を行うことができる保険医療機関を除く。)は、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。(保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条の2及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成18年厚生労働省告示第107号))
- ただし、明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用している場合には、患者から明細書の発行を求められた場合に発行すれば足りる。(「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」(平成30年3月5日保険局長通知(「正当な理由」の解釈を示した通知))

② 不適切な患者の償還払いについて

【現状】

不正が「明らか」な患者及び不正の「疑い」が強い患者であっても、引き続き受領委任払いとされている。

- 社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会における「柔道整復療養費に関する議論の整理」(平成28年9月23日)において、「問題のある患者については、保険者において、受領委任払いではなく、償還払いしか認めないようにする権限を与えるべきとの意見があり、問題のある患者を特定する仕組みや事後的に償還払いとする場合の取扱いなど事務的に検討すべき点があり、今後の検討課題とする。」とされている。

対応方針(案)

不適切な患者の償還払いについては、不正が「明らか」な患者に加え、不正の「疑い」が強い患者も対象とする。

ただし、真に不適切な患者に対象を絞る観点から、「償還払いとする範囲」、「償還払いとするプロセス」について年末までに検討する。

(参考)不正が「明らか」な患者、「疑われる」患者の例

不正が「明らか」な患者の例	不正が「疑われる」患者の例
○ 自己施術を行ったことがある者（自己施術は療養費の支給対象外）	○ いわゆる自家施術（従業員や家族が、関連する施術所の患者となった場合など） ○ 複数の施術所において、同部位の施術を重複して受けている患者 ○ 保険者が繰り返し患者照会を送付しても回答しない患者 ○ 施術が、非常に長期にわたり、かつ、非常に頻度が高い患者

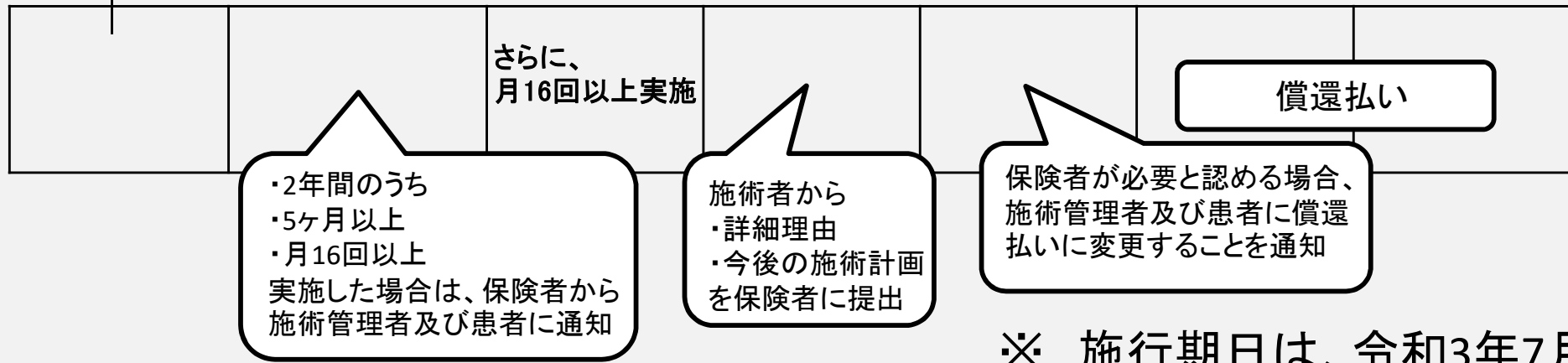
※ 不正な施術に対しては療養費は支給されないが、次回以降の施術も受領委任払いとなっている。

(参考)あはき療養費の償還払い

あはき療養費 長期・頻回の者を償還払いに戻す手続(例)

令和2年4月
初療

令和4年4月 令和4年5月 令和4年6月 令和4年7月～



※ 施行期日は、令和3年7月1日

(参考)療養費の支給対象になるもの

柔道整復

- ・ 外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫、肉ばなれ等(慢性に至っていないもの)
- ・ 骨折及び脱臼については、医師の同意が必要(応急手当を除く)

はり・きゅう及びあん摩マッサージ

- (はり・きゅう)
- ・ 慢性病であって、医師による適当な治療手段がないもので、はり・きゅうの施術による効果が期待できるとして医師の同意の下に行われるもの。
- ※対象疾患: 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、
頸椎捻挫後遺症等
- (あん摩マッサージ)
- ・ 保険医療機関内で理学療法の一環として行われた場合に現物給付(療養の給付)の対象としているほか、医師の同意の下に保険医療機関外(施術所)で行われたもの。
- ※対象疾病: 筋麻痺、関節拘縮等

③ 療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み

【現状】

復委任団体の中に悪質な団体が存在。柔道整復療養費が私的に流用された事例もあり。

○ホープ接骨師会の事案(令和3年1月)

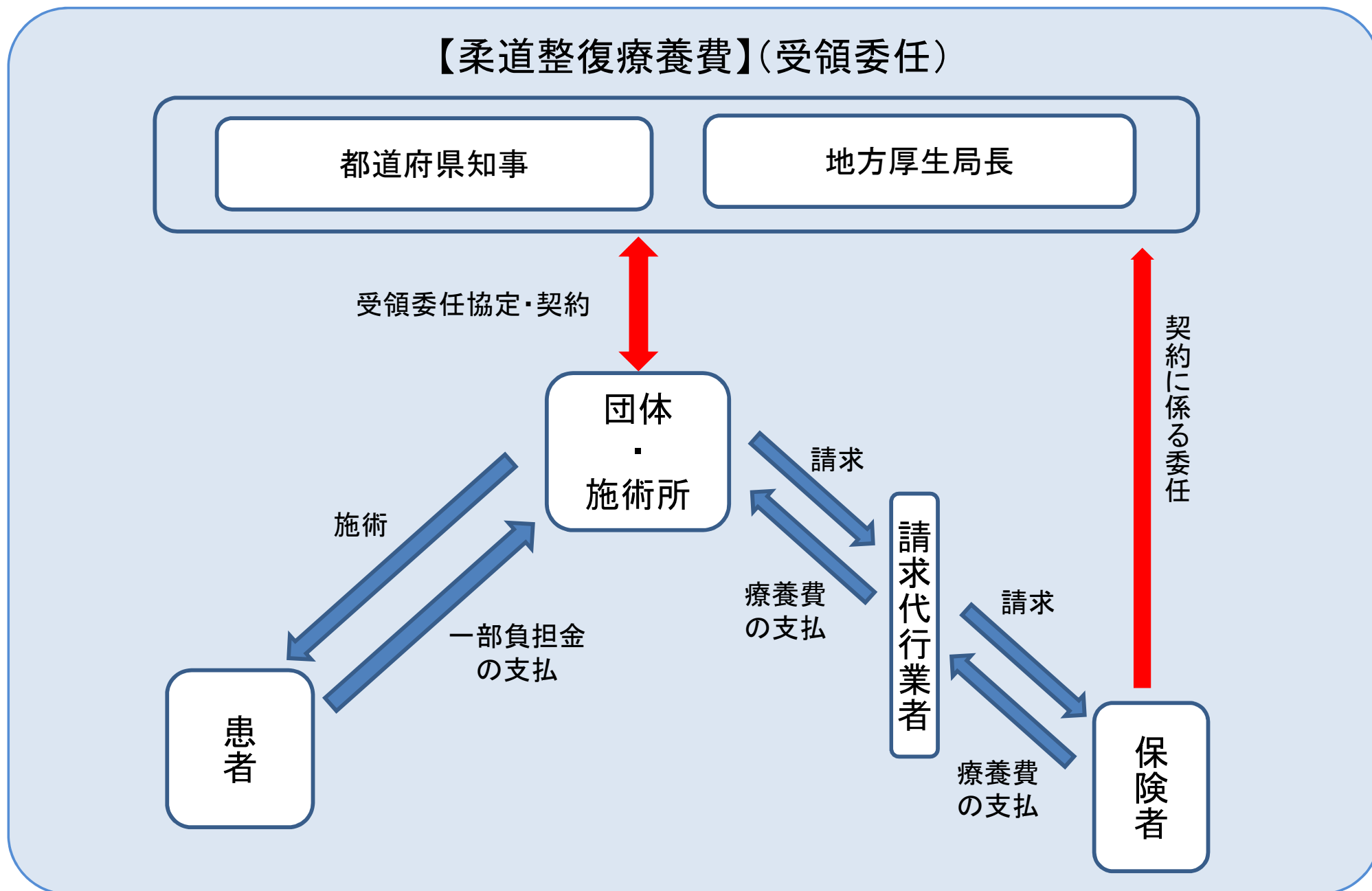
→前代表が資金を私的に流用したことにより、会員の柔道整復師への振り込みができなくなった事案

株式会社ホープ接骨師会は、前代表による資金の一部の私的な流用に端を発し、メインバンクに口座を凍結されたことで、会員の柔道整復師へ送金が行えない状況となった。

同会は令和3年1月25日付けの各会員宛ての書面で、「1月末に予定していた送金を実施できない」旨を説明したとの報道がされた。また、同年2月2日付けの各会員宛ての書面では、破産に至った経緯について、同社前代表による資金の私的な流用であったとしている。

本年1月に前代表は引責辞任し、同社は事業の再建に取り組んでいくこととしたが、メインバンクが口座を凍結したことにより破産手続きに入ることとなった。

(参考) 受領委任払いにおける請求代行業者(復委任)について



現状の課題

受領委任の取扱規程に基づく療養費の請求は、各施術管理者から各保険者に対して行う必要があることから請求ルートが多数かつ複雑になっている。そのため、施術管理者の中には、当該請求事務を請求代行業者に行わせているケースがある。請求代行業者による不正事例により、療養費が施術管理者に支払われないことがある。

- 施術管理者は、受領委任規程に基づき、地方厚生(支)局長と都道府県知事の指導・監査等に応じなければならない。一方、請求代行業者は受領委任規程の当事者ではないため、地方厚生(支)局長などによる指導・監査等のチェック機能が働かない。
- 請求ルートが多数、かつ、複雑であることから、オンライン請求導入の検討が具体的に進まない。

対応方針(案)

現状の課題を踏まえ、療養費を施術管理者に確実に支払うため、

- 不正防止や事務の効率化・合理化の観点から、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みを検討。
- 併せて、オンライン請求、オンライン資格確認につながる仕組みとできないか検討。

今後の進め方

- 「①明細書の義務化」及び「②不適切な患者の償還払い」については、必要な準備を行い、年明けを目途に施行。
- 「③療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」については、より綿密な制度の検討・準備が必要なため、令和4年6月（次期療養費改定）までに方向性を定め、令和6年度中を目途に施行を目指す。